

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 一
○道路の区域変更 (道路課) 一
○道路の供用開始 (同) 一
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件) (防災砂防課) 二
○土砂災害警戒区域の指定 (同) 三
○土地改良事業計画変更の適当の決定 (東部地方振興事務所) 三
公 告 (建築宅地課) 四
○開発行為に関する工事の完了 (契約課) 四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 四

告 示

○宮城県告示第六百三十九号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
平成二十九年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
金上病院	角田市角田字田町百二十三	平成二十九年七月十日	平成三十二年七月十日

○宮城県告示第六百四十号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年七月十八日から平成二十九年八月一日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十九年七月七日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第六百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 相馬亘理線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
亘理郡山元町坂元字二又九番二地先から 同郡同町坂元字二又二八番五地先まで	—	五・〇 六・〇	—	一八・一

○宮城県告示第六百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。
その関係図面は、平成二十九年七月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	相馬亘理線	亘理郡山元町坂元字二又二二番地先から同郡同町坂元字二又二八番五地先まで	平成二十九年八月一日

○宮城県告示第六百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
女川沢	土石流	石巻市北上町女川字大上、字中斉、字寄木（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城県東部土木事務所
山畑	急傾斜地の崩壊	石巻市桃生町神取字山畑（次の図のとおり）		
関前の2	急傾斜地の崩壊	石巻市桃生町太田字関前（次の図のとおり）		
馬鞍	急傾斜地の崩壊	石巻市馬鞍字後谷地（次の図のとおり）		
元台の2	急傾斜地の崩壊	石巻市馬鞍字元台（次の図のとおり）		
後谷地	急傾斜地の崩壊	石巻市馬鞍字後谷地（次の図のとおり）		
喰迫	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字喰迫、字喰迫山（次の図のとおり）		
小長尾の1	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町長尾字小長尾（次の図のとおり）		

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

小長尾の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町長尾字小長尾（次の図のとおり）	
西沢	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町長尾字北西沢山、字寺畑（次の図のとおり）	
長尾	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町長尾字松崎、字駒迫上（次の図のとおり）	
小滝の1	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字小滝（次の図のとおり）	
小滝の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字豊石（次の図のとおり）	
小滝の3	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字小滝（次の図のとおり）	
大長尾の3	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町長尾字小迫畑（次の図のとおり）	
大長尾の5	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町長尾字松崎（次の図のとおり）	
曾呂美の1	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字西、字袖山、字新三貫沢、字小袖山、字袖ノ山、字西山、字曾呂美（次の図のとおり）	
月迫	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字館下（次の図のとおり）	
泉沢の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町女川字峯（次の図のとおり）	
崎山の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字崎山（次の図のとおり）	
要害の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町女川字幼（次の図のとおり）	
要害の5	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町女川字中斉、字寄木（次の図のとおり）	
要害の6	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町女川字大上（次の図のとおり）	
大上の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町女川字大上（次の図のとおり）	
小指の5	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字小指（次の図のとおり）	

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項に関する事	縦覧場所
四ツ石	土石流	栗原市鶯沢南郷四ツ石（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城北部土木事務所栗原地域事務所
野山1	土石流	栗原市鶯沢南郷野山、南郷荒町、南郷		
五輪原2	土石流	栗原市鶯沢南郷大竹、南郷上新反田、南郷五輪原（次の図のとおり）		
日向1	土石流	栗原市鶯沢南郷日向、南郷下新反田、南郷坂下（次の図のとおり）		
日向2	土石流	栗原市鶯沢南郷日向、南郷町田、南郷田前（次の図のとおり）		
下飯の森	土石流	栗原市鶯沢南郷飯の森、南郷中原、南郷洞泉寺（次の図のとおり）		
飯の森	土石流	栗原市鶯沢南郷洞泉寺、南郷松ヶ崎、南郷関の上、南郷飯の森（次の図のとおり）		
早坂沢2	土石流	栗原市鶯沢北郷早坂、北郷若宮、北郷境塚（次の図のとおり）		
的場1	土石流	栗原市鶯沢北郷的場（次の図のとおり）		
上川久保	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷上川久保（次の図のとおり）		
元会所	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷野山（次の図のとおり）		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十九年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
森下沢	土石流	栗原市鶯沢南郷五輪原（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城北部土木事務所栗原地域事務所
荒町	土石流	栗原市鶯沢南郷荒町（次の図のとおり）	
五輪原3	土石流	栗原市鶯沢南郷新反田、南郷上新反田、南郷坂下、南郷向原（次の図のとおり）	
的場12	土石流	栗原市鶯沢北郷的場、北郷昔原（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、津山土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。

平成二十九年七月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加藤 慶太

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年七月十八日から平成二十九年八月十六日まで

三 縦覧場所

登米市役所迫庁舎、登米市津山総合支所

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県利府町神谷沢字広畑六番五十五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区大町一丁目一番三十号

株式会社アイシヨウ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 パラレルゴール 五対

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年七月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社オオツボスポーツ 宮城県仙台市若林区一本杉町五番四号

五 落札金額 四千百八十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年五月二十六日